

# 入札参加資格審査申請Q & A

## 質問目次

### 共通事項

- Q 1 登録の有効期限はいつまでですか。..... 4
- Q 2 10月1日～31日までの定期受付期間を過ぎても申請はできますか。..... 4
- Q 3 随時受付にて申請予定ですが、代表者等の内容の変更があります。申請はどのようにすればいいですか。..... 4
- Q 4 提出書類は持参でもいいですか。..... 4
- Q 5 本店から受任する支店・営業所等を設立したばかりの場合、2年間営業していることが必要ですか。..... 4
- Q 6 支店で登録申請する場合に、支店が登記されていることが必要ですか。..... 4
- Q 7 一般社団法人等で資本金がない場合は、資本金は何を記載すればいいですか。..... 5
- Q 8 納税証明書はどこで交付されますか。..... 5
- Q 9 「納税証明書その3の3」、「納税証明書その3の2」とは何ですか。..... 5
- Q 10 提出要領「資格要件」の「(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者」とはどのような意味ですか。..... 6
- Q 11 本社の住所が「商業登記簿」と実際とで異なります。申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか。..... 6
- Q 12 弊社では、現在、国税について「納付委託」をしており、「納税証明書」が発行されません。「納付受託証書」の写しではだめですか。..... 6

## 建設工事

- Q13 「経常JV」としての登録はできますか。 ..... 7
- Q14 「管更生」の業種は「土木一式」ですか、「管」ですか。 ..... 7
- Q15 提出要領「資格要件」の「(2) 建設業法第27条の23第1項の審査を受けた者」とはどのような意味ですか。 ..... 7
- Q16 弊社は従前から「経営事項審査」を受審していましたが、一旦途切れました。現在申請中ですが、受付期間内に提出できません。後日提出すればいいですか。 ..... 7
- Q17 弊社は継続して「経営事項審査」を受審していますが、9月末決算のため、すぐに審査申請しても受付期間中に新しい「総合評定値通知書」を提出できません(審査終了までに一定期間が必要なため)。どうすればいいですか。 ..... 8
- Q18 「総合評定値通知書」は有効期限が切れていても申請できますか。 ..... 8
- Q19 「商業登記簿の住所」と「建設業の許可を受けた住所」が異なっています。申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか。 ..... 8
- Q20 「雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入状況確認書類」について、どのような書類が必要ですか。 ..... 9
- Q21 「建設業退職金共済事業未加入理由書」について、指定の様式はありますか。また、何を書けばいいですか。 ..... 9
- Q22 「工事経歴書」は何年分必要ですか。また、登録希望業種だけでいいですか。 ..... 9
- Q23 「工事経歴書」は経営事項審査申請時のものでもいいですか。それとも最新のものを作成する必要がありますか。 ..... 9
- Q24 「主任・監理技術者名簿」に記載する技術職員が個人事業主の場合は、どのような書類を添付すればいいですか。 ..... 9
- Q25 「主任・監理技術者名簿」の技術者区分欄のイ、ロ、ハの区分とは何ですか。 ..... 10
- Q26 「主任・監理技術者名簿」の「監理技術者」「主任技術者」のどちらも「健康保険被保険証」を添付すればいいですか。 ..... 10
- Q27 「主任・監理技術者名簿」の添付書類である「監理技術者資格者証又は健康保険被保険者証」は、すべての技術者について必要ですか。 ..... 11
- Q28 弊社の技術者は、「健康保険」には加入せず、すべて「国民健康保険」に加入していますが、この場合「国民健康保険被保険者証」を添付すればいいですか。 ..... 11

### 測量・建設コンサルタント等

- Q29 「登録証明書又は現況報告書」は両方必要ですか。 ..... 12
- Q30 「登録証明書」と「現況報告書」はどう違うのですか。 ..... 12
- Q31 「測量等実績調書」には何を記入すればいいですか。 ..... 12

### 物品等

- Q32 「物品等実績調書」の「取引品目内訳」が多数ある場合は、どのように記載すればいいですか。 ..... 12
- Q33 「物品等実績調書」の「主な仕入先」、「販売実績」が1つの「取引品目内訳」について複数ある場合は、どのように記入すればいいですか。 ..... 12
- Q34 「物品等営業品目一覧」にない業種は、どの業種で登録すればいいですか。 ..... 12

## 共通事項

Q 1 登録の有効期限はいつまでですか。

A 1 建設工事は2年ごと、測量・建設コンサルタント及び物品等は4年ごとの更新です。  
※登録は有効期限ごとに行う必要があります。

Q 2 10月1日～31日までの定期受付期間を過ぎても申請はできますか。

A 2 随時申請によりいつでも申請ができます。

Q 3 随時受付にて申請予定ですが、代表者等の内容の変更があります。申請はどのようにすればいいですか。

A 3 下記のとおり、内容変更後の書類一式を提出できる日付を目安に申請してください。

①【10月～1月までに内容変更後の書類一式を提出できる場合】

変更前の内容では申請をせず、内容変更後の書類が整い次第、変更後の内容にて申請してください。

②【2月以降に内容変更後の書類一式を提出する場合】

変更前の内容にて申請してください。

その後、内容変更後の書類が整い次第、変更届と併せて提出。

(ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録(入札参加資格審査申請) >登録内容の変更(変更届))

Q 4 提出書類は持参でもいいですか。

A 4 持参でもいいですが、受取のみ行いますので、その場での内容確認はできません。

Q 5 本店から受任する支店・営業所等を設立したばかりの場合、2年間営業していることが必要ですか。

A 5 本店で2年以上の営業実績があればいいです。支店等の必要な許可等を得ており、かつ支店等の「法人市民税」の納税証明書の提出が必要です。(納税証明書が発行できない場合は、開設届と本店の納税証明書直前1か年分)

Q 6 支店で登録申請する場合に、支店が登記されていることが必要ですか。

A 6 支店が登記されていることが望ましいですが、必ずしも必要ではありません。ただし、登録する支店が必要な許可等を得ており、かつ支店の「法人市民税」の納税証明書の提出が必要です。

Q 7 一般社団法人等で資本金がない場合は、資本金は何を記載すればいいですか。

A 7 「0」で記載してください。

Q 8 納税証明書はどこで交付されますか。

A 8 国税は、税務署に申請してください。

地方税は、本店登録の場合は本店のある市町村の税務部門に、支店登録の場合は支店のある市町村の税務部門等に申請してください（守口市の場合：守口市役所 納税課 or 証明発行コーナー）。

Q 9 「納税証明書その3の3」、「納税証明書その3の2」とは何ですか。

A 9 いずれも「国税に未納がない証明」です。

「その3の3」は法人用で、「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がない証明です。

「その3の2」は個人用で、「所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がない証明です。

**【参考】**

「納税証明書その1」…納付税額等の証明

「納税証明書その2」…「所得税」又は「法人税」の所得金額の証明

「納税証明書その3」…未納の税額がない証明

「納税証明書その4」…滞納処分を受けたことのない証明

**Q10** 提出要領「資格要件」の「(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者」とはどのような意味ですか。

**A10** 「一般競争入札の参加資格がない者に該当しない者」、つまり「参加資格がある者」という意味です。具体的には、契約を締結する能力を有しない者や破産者等は、参加資格がありません。

【参考】地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

**Q11** 本社の住所が「商業登記簿」と実際とで異なります。申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか。

**A11** 「実際の住所」に営業実態がある場合は「実際の住所」を記入してください。この場合、「商業登記簿」と「実際の住所」が異なる具体的理由を「理由書（任意様式）」に記入し、提出してください。

**Q12** 弊社では、現在、国税について「納付委託」をしており、「納税証明書」が発行されません。「納付受託証書」の写しではだめですか。

**A12** 申請時に「納税証明書」が間に合わないようでしたら、「納付受託証書」の写しを提出してください。ただし、3月末までの完納された時点で、必ず「納税証明書」（写し可）を提出してください。（提出されない場合は、滞納があったものと取り扱い、登録できません。）

## 建設工事

Q13 「経常JV」としての登録はできますか。

A13 本市では「経常JV」の登録はできません。それぞれ単体の企業で申請をお願いします。

### 【参考】

「経常建設共同企業体」（経常JV）とは、中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいいます。発注機関によって、入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同様に、一定期間、有資格業者として登録されることがあります。

Q14 「管更生」の業種は「土木一式」ですか、「管」ですか。

A14 「土木一式」です。

Q15 提出要領「資格要件」の「（2）建設業法第27条の23第1項の審査を受けた者」とはどのような意味ですか。

A15 「経営事項審査を受けた者」という意味です。建設業者が、発注者から直接公共性のある建設工事を請け負おうとする場合は、経営事項審査を受ける必要があります。

### 【参考】建設業法、建設業法施行令

#### 〈建設業法〉

##### （経営事項審査）

第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 略

#### 〈建設業法施行令〉

##### （公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

第27条の13 法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- (1) 略
- (2) 略

Q16 弊社は従前から「経営事項審査」を受審していましたが、一旦途切れました。現在申請中ですが、受付期間内に提出できません。後日提出すればいいですか。

A16 受付期間に「経営事項審査を受けている者」であることが申請要件となっているため、登録できません。

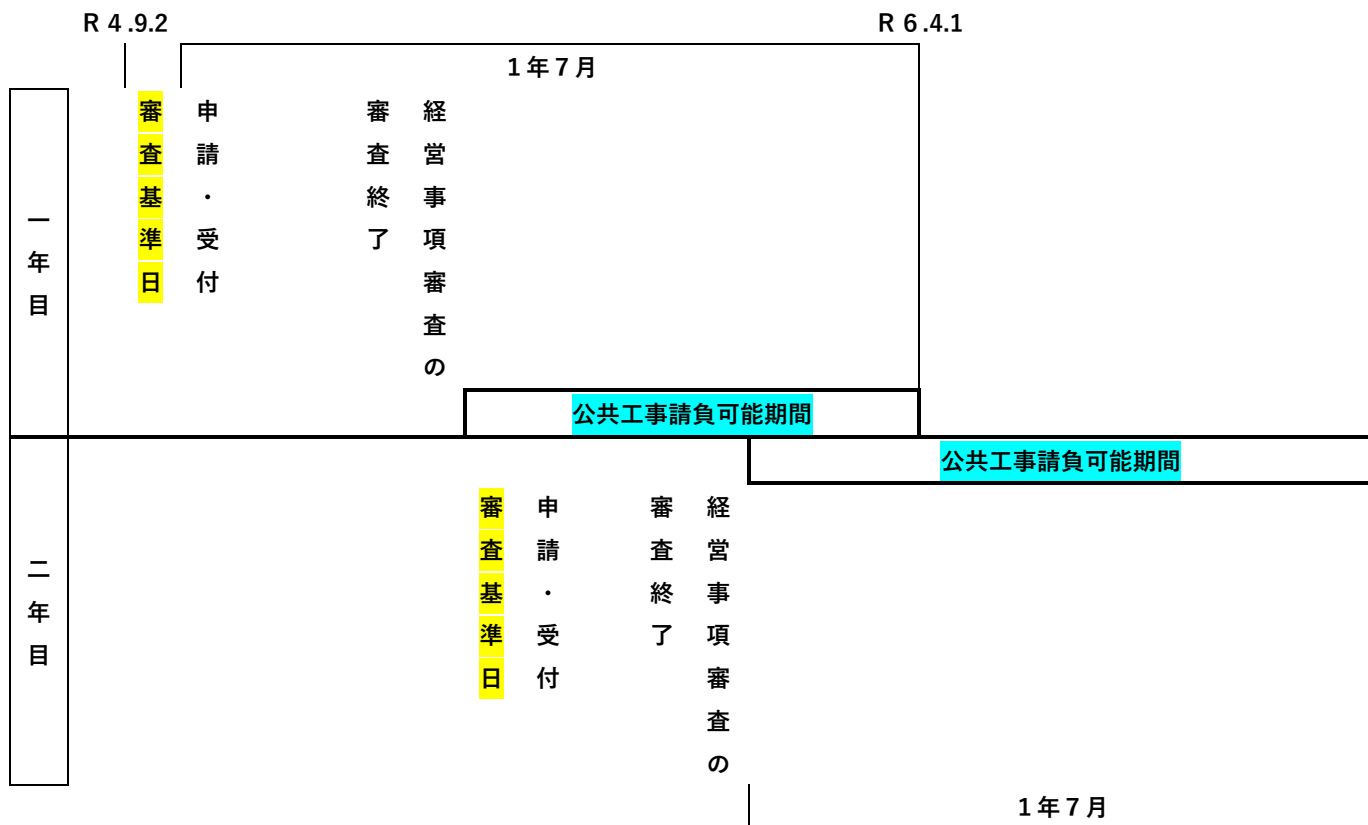
Q17 弊社は継続して「経営事項審査」を受審していますが、9月末決算のため、すぐに審査申請しても受付期間中に新しい「総合評定値通知書」を提出できません（審査終了までに一定期間が必要なため。）。どうすればいいですか。

A17 申請時には前の通知書を提出し、後日新しい通知書を提出してください。

Q18 「総合評定値通知書」は有効期限が切れていても申請できますか。

A18 経営事項審査は、審査基準日から1年7月を経過すると「経審切れ」となり、公共工事を請け負うことができなくなります。したがって、申請日時時点で有効な通知書を提出してください。

ただし、更新登録の場合で、申請日から有効期間の開始日の前日（3月31日）までの間に通知書の有効期限が切れるときは、3月31日までに必ず新しい通知書を提出してください。



Q19 「商業登記簿の住所」と「建設業の許可を受けた住所」が異なります。申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか。

A19 「建設業の許可を受けた住所」を記入してください。ただし、「商業登記簿の住所」と「建設業の許可を受けた住所」が異なる理由を「理由書（任意様式）」に記入し、提出してください。



Q20 「雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入状況確認書類」について、どのような書類が必要ですか。

A20 経営事項審査の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の審査と同様の書類を提出いただくことになります。

加入されている場合はその旨がわかる書類を、適用除外事業者である場合は適用除外である旨がわかる書類を提出してください。

※「無」の場合、原則として本市水道局の入札参加資格を得ることはできませんが、経営事項審査受審後に各保険に加入した場合などに提出いただくことを想定しています。

Q21 「建設業退職金共済事業未加入理由書」について、指定の様式はありますか。また、何を書けばいいですか。

A21 任意の様式でいいです。会社名、代表者の記名をお願いします。理由は、「建退共」に加入していない具体的理由、例えば「工事の施工については自社社員のみで行い、かつ、自社で退職金制度を持っている。」等です。「加入を検討している」は不可とします。

また、加入しているが、履行していなくて証明書が出ない場合は、その旨を書いた理由書（任意の様式）と契約証を提出してください。

Q22 「工事経歴書」は何年分必要ですか。また、登録希望業種だけでいいですか。

A22 総合評定値通知書の平均完成工事高の年数が2年平均の場合は2年分、3年平均の場合は3年分必要です。また、登録希望業種だけでいいです。

Q23 「工事経歴書」は経営事項審査申請時のものでもいいですか。それとも最新のものを作成する必要がありますか。

A23 どちらでもいいです。

Q24 「主任・監理技術者名簿」に記載する技術職員が個人事業主の場合は、どのような書類を添付すればいいですか。

A24 個人事業主の場合は、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の対象外で住民税の特別徴収ができません。そのため、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告書（専従者給与額及び給料賃金額がわかるもの）の写し及び事業主の国民健康保険被保険者証の写しと住民課税証明書の写しを提出してください。

Q25 「主任・監理技術者名簿」の技術者区分欄のイ、ロ、ハの区分とは何ですか。

A25 建設業法第26条第1項で「主任技術者」の、同条第2項で「監理技術者」の設置義務が規定されています。その中で「主任技術者」については第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者と、「監理技術者」については第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者とされています。

技術者区分欄のイ、ロ、ハの区分はこれをさします。具体的な資格要件は次のとおりです。

技術者区分	資格要件		根拠規定
主任技術者	イ	高校の指定学科卒 5年以上の実務経験者 大学・高専の指定学科卒 3年以上の実務経験者	法第7条第2号イ
	ロ	10年以上の実務経験者	法第7条第2号ロ
	ハ	1級及び2級国家資格者（大臣認定）	法第7条第2号ハ
指定建設業監理技術者 土・建・管・鋼・舗・電・園		1級国家資格者	法第15条第2号ただし書
		上記イと同等以上の資格者（大臣特別認定）	
上記以外の監理技術者	イ	1級国家資格者	法第15条第2号イ
	ロ	主任技術者の要件に該当し、発注者からの直接請負代金の額が4,500万円以上である工事に関し2年以上指導監督的な実務経験者	法第15条第2号ロ
	ハ	上記イ又はロと同等以上の資格者（大臣認定）	法第15条第2号ハ

※ 「国家資格」とは、1(2)級土木施工管理技士、1(2)級建築施工管理技士、1(2)級建築士等をいう。

※ 「指定建設業」とは、土木・建築・管・鋼構造物・舗装・電気・造園の7業種をいう。

Q26 「主任・監理技術者名簿」の「監理技術者」「主任技術者」のどちらも「健康保険被保険証」を添付すればいいですか。

A26 「監理技術者」は「監理技術者資格者証」を、「主任技術者」は「健康保険被保険者証」を添付してください。（3カ月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあり、雇用関係を証明する証明書の写しを添付すること。）

Q27 「主任・監理技術者名簿」の添付書類である「監理技術者資格者証又は健康保険被保険者証」は、すべての技術者について必要ですか。

A27 記載されたすべての技術者について資格証等の写しが必要です。

なお、健康保険被保険者証の写しを添付する際は、記号、番号及びQRコード（ある場合）の部分にマスキングするなどして見えなくしてください。（マスキング例参照）

<マスキング例（※氏名や事業所名称にかぶらないようにマスキングしてください。）>

健康保険 被保険者証	令和○年○月○日交付
記号	番号
氏名	
生年月日	
性別	
資格取得年月日	
事業所名称 ○○株式会社	
保険者番号	
保険者名称	
保険者所在地	

矢印の箇所にマスキング  
※QRコードはない場合あり

Q28 弊社の技術者は、「健康保険」には加入せず、すべて「国民健康保険」に加入していますが、この場合「国民健康保険被保険者証」を添付すればいいですか。

A28 この添付資料は「会社」と「技術者」との雇用関係を確認するためのもので、「国民健康保険被保険者証」では雇用関係が確認できません。この場合、雇用関係が確認できる資料、例えば「特別徴収の通知書（課税者リスト）」等を提出してください。

## 測量・建設コンサルタント等

Q29 「登録証明書又は現況報告書」は両方必要ですか。

A29 希望業種について、いずれかでいいです。

Q30 「登録証明書」と「現況報告書」はどう違うのですか。

A30 「登録証明書」は測量業者の登録証明（測量法第55条の5第1項）をいいます。

「現況報告書」は建設コンサルタントの登録証明（建設コンサルタント登録規程第8条第2項において準用する第5条）又は補償コンサルタントの登録証明（補償コンサルタント登録規程第5条）をいいます。

Q31 「測量等実績調書」には何を記入すればいいですか。

A31 「測量等実績調書」は希望業種ごとに作成し、直前3年間の主な完成業務と主な未完成任务（元請か下請かは問いません。）について記入してください。

発注者が官公庁である業務実績を優先的に記入してください。

## 物品等

Q32 「物品等実績調書」の「取引品目内訳」が多数ある場合は、どのように記載すればいいですか。

A32 主なものを4つ記入してください。独自に別紙を作成し、添付してもいいです。

Q33 「物品等実績調書」の「主な仕入先」、「販売実績」が1つの「取引品目内訳」について複数ある場合は、どのように記入すればいいですか。

A33 1つの「取引品目内訳」について主なもの1つを記入してください。独自に別紙を作成し、添付してもいいです。

Q34 「物品等営業品目一覧」にない業種は、どの業種で登録すればいいですか。

A34 「278その他委託-その他」、「319その他-その他」等で登録してください。